

## 補助対象となる「新規雇用者」について

### 〔新規雇用者とは〕

次の①～③の各要件を満たす者をいう。

- ① 立地協定の締結日から事業所の操業開始後1年以内に雇用を開始された者
- ② 補助金の交付申請時に4月以上継続して雇用されている常用の雇用者
- ③ かがしま連携中枢都市圏構成市（鹿児島市、いちき串木野市、日置市、姶良市）の市民である者

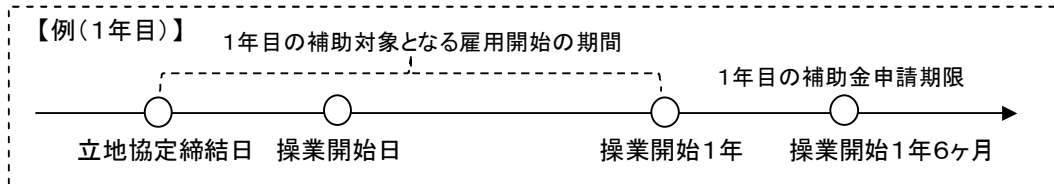
### 〔補助対象となる要件〕

#### 1. 雇用開始日関係

以下の期間において雇用を開始された者

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 1年目の期間    | 立地協定の締結日～操業開始後1年以内        |
| 2年目の期間（※） | 操業開始1年を経過した日から2年を経過した日の前日 |
| 3年目の期間（※） | 操業開始2年を経過した日から3年を経過した日の前日 |

※前年と比較して1年目の交付要件である新規雇用者数以上新たに増加した場合



#### 2. 常用の雇用者（交付申請時に4月以上継続雇用）

区分	要件		補助金額 （※1）
	労働時間	雇用保険	
正規雇用	フルタイム	加入	50万円/人
非正規雇用 （※2）	フルタイム	加入	30万円/人
短時間勤務 （契約社員、パート、 アルバイト等）	週20時間以上	加入	15万円/人
	週20時間未満	—	非該当
派遣社員	—	—	非該当

※1 補助金の対象は鹿児島市民のみ

※2 一週間の所定労働時間が正規雇用の労働者と同じで、  
労働条件などが正規雇用に準じると認められる有期契約の労働者

#### 3. かがしま連携中枢都市圏構成市の市民である者

- ① 雇用開始日において、かがしま連携中枢都市圏構成市の市民である者、又は雇用開始に伴い速やかにかがしま連携中枢都市圏構成市に転入した者。  
（例：UIターンでの就職に伴い転入した場合など）
- ② 企業内の配置転換により当該事業所の雇用者となった者で、速やかにかがしま連携中枢都市圏構成市に転入した者。  
（例：企業内の配置転換の辞令に伴い転入した場合など）